

# 社会福祉法人大衡村社会福祉協議会評議員並びに役員給与等に関する支給規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大衡村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員並びに役員の報酬、諸手当及び旅費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 役員の給与

(報酬)

第2条 会長の給与は、報酬として月額50,000円を支給する。

## 第3章 旅費

(旅費の支給)

第3条 評議員並びに役員（委員）及び職員が出張した場合には、当該役員に対し、予算の範囲内で支給する。

(出張命令)

第4条 前条の出張は、会長の発する出張命令によって行われなければならない。

(旅費の計算)

第5条 旅費は最も経済的な通常の通路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上必要、又は天災、その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によって経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(会議費などの費用弁償)

第6条 評議員、理事、監事及び、評議員選任・解任委員、その他委員等が会長の招集する会議に出席したときは、費用弁償として日額金2,500円とする。又、部会員が部会長の招集する会議に出席したときは、日額金2,500円とする。

## 附 則

\*平成21年4月1日施行の社会福祉法人大衡村社会福祉協議会役職員給与等に関する支給規程は廃止する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。